【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2020年11月11日

【会社名】サンヨーホームズ株式会社【英訳名】Sanyo Homes Corporation

【代表者の役職氏名】代表取締役社長松岡 久志【本店の所在の場所】大阪市西区西本町一丁目4番1号

【電話番号】 06(6578)3403(代)

【事務連絡者氏名】取締役専務執行役員福井 江治【最寄りの連絡場所】大阪市西区西本町一丁目4番1号

【電話番号】 06(6578)3403(代)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 福井 江治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 195,600,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 サンヨーホームズ株式会社東京支店

(東京都千代田区一番町13番3号) サンヨーホームズ株式会社中部支店 (名古屋市千種区内山三丁目30番9号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1.2020年11月11日開催の当社取締役会決議によるものであります。
 - 2.本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式の処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
 - 3. 振替機関の名称及び住所

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)	
株主割当	-	-	-	
その他の者に対する割当	300,000株 195,600,000		-	
一般募集	-	-	-	
計(総発行株式)	300,000株	195,600,000	-	

- (注)1.第三者割当の方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組み入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
652	-	100株	2020年11月27日	ı	2020年11月27日

- (注) 1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第 3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
 - 2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組み入れされません。
 - 3.申込みの方法は、本自己株式処分の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込ものとします。
 - 4.払込期日までに、本自己株式処分の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地		
サンヨーホームズ株式会社 経営管理部	大阪市西区西本町一丁目4番1号		

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社三井住友銀行 大阪本店営業部	大阪市中央区北浜四丁目6番5号		

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
195,600,000	800,000	194,800,000

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当先であるセコム株式会社との更なる関係を強化し、収益基盤を強固なものとすることを目的としております。

本自己株式処分により調達する資金は、当社の主力事業の一つであるマンション事業拡大のために使用し、 収益の拡大を図ります。具体的には、2020年12月から2021年3月にかけて建築中である仕掛販売用不動産の建 物建築費の一部に充当いたします。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行ないます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1)割当予定先の概要

名称	セコム株式会社					
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号					
T-14 2777 E- 0	有価証券報告書					
	事業年度 第59期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月25日関東財務局長に提出					
直近の有価証券報告書等の提出日	四半期報告書					
	事業年度 第60期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)					
	2020年8月14日関東財務局長に提出					

(2)提出者と割当予定先との間の関係

	/ / ward in a case a contract water					
出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	該当事項はありません。				
山貝ぼが	割当予定先が保有している当社の株式の数	1,000,000株				
人事関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。				
資金関係	該当事項はありません。					
技術関係	該当事項はありません。					
取引関係 当社は、セコムグループとの間で、商品、サービスの仕入れ及び保険の加入等の取引があります。						

(3)割当予定先の選定理由

当社グループは「住宅事業」及び「マンション事業」を2つの柱としております。なお住宅事業については、戸建住宅、賃貸・福祉住宅、リフォーム、リニューアル流通(既存住宅流通)と区分し、この他、ライフサポート事業としてマンション管理、介護・保育施設運営、寄り添いロボットの開発・販売等の生活支援サービスや地方創生を担っており、フロンティア事業として主として太陽光、蓄電池等のエコ・エネルギー設備や当社軽量鉄骨技術を生かした鉄骨構造躯体や軽量鉄骨倉庫の販売等の7つの事業区分にて主に4大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏、北九州・福岡大都市圏)において事業活動を展開しております。

また、当社グループは、「人と地球がよろこぶ住まい」をキャッチフレーズとし、「住まいづくりのプロとしてお客様のウォンツを満たし、『快適空間の創造』と『退屈しない人生の提案』により、顧客満足のさらなる向上を図る」ことを経営理念に掲げ、総合「住生活」提案企業として歩んでまいりました。長年の歴史により積み上げられた高い技術力を背景に、「ECO & SAFETY」の事業コンセプトの下、環境面や安心・安全面にも配慮した付加価値の高い"住まい"と"暮らし"づくりに取組んでおります。

当社は、2020年1月に主要株主の1社より自己株式を取得し、その後保有する自己株式の活用について慎重に検討してまいりました。現在の市場環境では、公募等については現時点においては現実性に乏しいと判断し、従前からの取引先に対し、取引関係を更に強化し収益基盤を強固なものとするため、今回2020年1月に取得した自己株式の一部を第三者割当にて処分することといたしました。

セコム株式会社は、従前から商品やサービス等の仕入取引があり、かつ当社株式100万株を保有するビジネスパートーナーであります。今回追加で30万株を取得することで、当社の主要株主となることにより更なる関係を強化し、収益基盤を強固なものとする効果があると判断し、第三者割当による自己株式の処分を行うことが合理的であると判断し選定しました。

(4)割り当てようとする株式の数

当社普通株式 300,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本自己株式処分により取得する株式について中長期的に保有する方針であることを確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が第59期有価証券報告書(2020年6月25日提出)及び第60期第1四半期報告書(2020年8月14日提出)に記載されている連結財務諸表等により、本自己株式処分に係る払込に必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しております。

(7)割当予定先の実態

割当予定先であるセコム株式会社は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は処分予定先が、東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日2020年7月1日)において、反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を記載していることを確認いたしました。以上により、処分予定先は反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

本自己株式の処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(2020年11月10日) までの3ヶ月間の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の終値の単純平均値である652円(円未満四捨五入)といたしました。

直前3ヶ月間の終値の平均値を採用した理由につきましては、直近の当社株価の変動幅が相対的に大きい傾向にあったことから、処分予定先との協議の中で、直前取引日という特定の一時点を基準にするのではなく、平均株価という一定期間の平準化された値を採用する事が、一時的な株価変動の影響等の要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く、合理的であると判断いたしました。また、対象期間を3ヶ月としましたのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を織り込んだ株価であり、直前1ヶ月平均では短期的相場変動の影響を強く受ける可能性があり、直前6ヶ月平均では直近のマーケットプライスを適切に反映出来ない可能性があるため、直前3ヶ月が合理的であると判断しております。

なお当該処分価額652円については、上記取締役会決議日(前営業日)の終値687円に対しては5.09%のディスカウント、同直前1ヶ月間の終値平均678円(円未満四捨五入)に対しては3.83%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値平均638円(円未満四捨五入)に対しては2.19%のプレミアムとなります。

当該処分価額は、上記取締役会決議日の直前営業日ならびに直前1ヶ月間、直前3ヶ月間、直前6ヶ月間の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることからも、当社は本自己株式処分が特に有利な価額での発行に該当しないものと判断しております。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものです。

また、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠には合理性があり、かつ、処分価額は日本証券業協会の「第 三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、特に有利な処分価額に該当せず、適法である旨の 意見を表明しております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、割当予定先に対して割り当てる株式数は300,000株(議決権個数3,000個)であり、2020年9月30日現在の発行済株式総数(自己株式を含む)12,620,000株の2.38%(2020年9月30日現在の議決権総数110,069個に対する割合2.73%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本自己株式処分は当社とセコム株式会社の連携をより強化することを目的としており事業基盤強化及び中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。また、割当予定先より、本自己株式処分により取得する株式について、中長期的に保有する方針であることを確認しており、流通市場への影響は軽微であると考えます。以上により、処分数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権所 対決を 議決を (%)
(株)LIXIL	東京都江東区区大島二丁目1番 1号	3,100	28.16	3,100	27.42
オリックス(株)	東京都港区浜松町二丁目4番1 号	2,100	19.08	2,100	18.57
関西電力(株)	大阪市北区中之島三丁目 6 番16 号	1,530	13.90	1,530	13.53
セコム(株)	東京都渋谷区神宮前一丁目 5 番 1 号	1,000	9.09	1,300	11.50
(株)日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目 8 番12 号	524	4.77	524	4.64
(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番 1号	300	2.73	300	2.65
サンヨーホームズ従業員持株会	大阪市西区西本町一丁目4番1 号	152	1.38	152	1.35
中島和信	東京都国分寺市	126	1.15	126	1.12
日本マスタートラスト信託銀行 (株)	東京都港区浜松町二丁目11番3 号	118	1.08	118	1.05
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人(株)みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET,NEW YORK,NY 10286,U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1 号)	71	0.65	71	0.63
計	-	9,023	81.98	9,323	82.46

- (注)1.2020年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 - 2.割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有権株式数にかかる議決権の数を2020年9 月30日現在の総議決権数に110,069個に本自己株式処分により増加する議決権数3,000個を加えた113,069個 で除して算出しております。
 - 3.上記表には、当社保有の自己株式を含めておりません。また、当社保有の自己株式1,609,741株 (2020年9月30日現在)は、本自己株式処分後は1,309,741株となります。ただし、2020年10月1日以降の単元未満株式の買取りにより変動する可能性があります。
 - 4.上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の2020年3月期有価証券報告書(第24期)及び四半期報告書(第25期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である2020年3月期有価証券報告書(第24期)の提出日(2020年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書(臨時報告書の訂正報告書を含む)を関東財務局長に提出しております。 (2020年6月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2020年6月25日の当社第24回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2020年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、田中康典、松岡久志、美山正人、田中教 二及び福井江治を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、薗吉輔及び田原祐子を選任する。

有価証券届出書(組込方式)

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)	
田中・康典	95,177	321	0		可決(99.7%)
松岡 久志	95,244	254	0		可決(99.7%)
美山 正人	95,243	255	0		可決(99.7%)
田中教二	95,236	262	0		可決 (99.7%)
福井 江治	95,237	261	0		可決 (99.7%)
第2号議案				(注)	
薗 吉輔	94,187	1,311	0		可決 (98.6%)
田原 祐子	95,204	294	0		可決 (99.7%)

- (注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成であります。
 - (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由 本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計し たことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のう ち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2020年10月8日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、2020年6月25日開催の第24回定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年6月29日に臨時報告書を提出しましたが、当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社(当社の株主名簿管理人)において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

- 2 報告内容
 - (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 訂正内容 訂正箇所は_____を付して表示しています。

(訂正前)

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)	
田中康典	<u>95,177</u>	321	0		可決 (99.7%)
松岡 久志	<u>95,244</u>	254	0		可決 (99.7%)
美山 正人	<u>95,243</u>	255	0		可決 (99.7%)
田中教二	<u>95,236</u>	262	0		可決 (99.7%)
福井 江治	95,237	261	0		可決 (99.7%)
第2号議案				(注)	
薗 吉輔	94,187	1,311	0		可決 (98.6%)
田原 祐子	<u>95,204</u>	294	0		可決 (99.7%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成であります。

(訂正後)

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)	
田中康典	<u>95,186</u>	321	0		可決 (99.7%)
松岡 久志	<u>95,253</u>	254	0		可決 (99.7%)
美山 正人	<u>95,252</u>	255	0		可決 (99.7%)
田中教二	<u>95,245</u>	262	0		可決(99.7%)
福井 江治	<u>95,246</u>	261	0		可決 (99.7%)
第2号議案				(注)	
薗 吉輔	<u>94,196</u>	1,311	0		可決 (98.6%)
田原 祐子	95,213	294	0		可決 (99.7%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	2019年4月1日	2020年 6 月26日
	(第24期)	至	2020年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第2四半期)		2020年 4 月 1 日 2020年 9 月30日	2020年11月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 サンヨーホームズ株式会社(E27273) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年 6 月25日

サンヨーホームズ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンヨーホームズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンヨーホームズ株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 香証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見 に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サンヨーホームズ株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、サンヨーホームズ株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責 任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立し ており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適 切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

EDINET提出書類 サンヨーホームズ株式会社(E27273) 有価証券届出書(組込方式)

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

サンヨーホームズ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員

公認会計士 井上 嘉之 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 桂 雄一郎 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンヨーホームズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンヨーホームズ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

EDINET提出書類 サンヨーホームズ株式会社(E27273) 有価証券届出書(組込方式)

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月9日

サンヨーホームズ株式会社 取締役会 一御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健一郎 印業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 雄一郎 印業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンヨーホーム ズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から 2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸 表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンヨーホームズ株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー 手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成 基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務 諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさ せる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査 人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。